

## 第VIII章 3. 運用指図者サービス

運用指図者サービスとは、運用指図者本人の申し出によって行う主な手続きについて、事業主を経由せず、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」が事業主に代わって運用指図者の窓口となって直接手続きを進めるサービスのことです。後述する手続きに関する相談や書類の記入方法の問合せを、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」で直接受付け、手続き書類も運用指図者から弊社へ直接郵送してもらうことで、運用指図者の事務手続きに係る事業主負担の軽減を図っています。(加入者の手続きと同様に、事業主が主体となって運用指図者の手続きを進めることも可能です。)

ただし、運用指図者サービスにおいては、運用指図者自らが申し出ない限り、手続きが行われないことがありますので、本人への事前説明や手続き書類の事前配布等が必要になります。

ここでは、運用指図者サービスの内容と、運用指図者サービスを利用するにあたり事業主が行うことについて説明します。

### 注意

運用指図者サービスは、運用指図者本人(本人が死亡した場合は遺族)からの連絡を弊社が受付けることにより、説明・手続きを行うことになります。本人(遺族)が連絡を行わなかった、あるいは書類の提出を行わなかったことにより、不都合が生じることがありますので、手続きが必要な事態が発生したときは、速やかに連絡するよう本人へ十分説明してください。

### (1) 運用指図者サービスの内容

運用指図者サービスでは、本人からの申し出によって行う以下の手続きについて、相談や書類の記入方法の問合せ、書類の受付、不備があった場合の本人への連絡等を、事業主に代わって「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」が対応します。

- ①運用指図者属性変更手続き
- ②運用指図者のユーザーID・暗証番号再発行手続き
- ③老齢給付金、障害給付金裁判請求手続き
- ④年金計画変更手続き
- ⑤死亡一時金裁判請求手続き

### 注意

事業主経由で書類が提出された場合、運用指図者サービスの対象手続きであっても、書類に不備があつたときは事業主経由で本人へ連絡を行うことになります。

## (2) 運用指図者サービスの利用にあたり事業主が行うこと

### ① 氏名・住所・電話番号等の確認、変更手続き

加入者が60歳に到達し運用指図者になるとき、事業主は運用指図者のNRK登録内容を確認し、相違がある場合は、三井住友信託DCサポート（NRKWEB 事務システム）または帳票により変更手続きを行ってください。

 運用指図者になると、事業主を経由せずに弊社より直接郵送物を送付したり、電話連絡したりすることがあります。必ず確認を行い、正確な内容を登録しておいてください。電話番号が未登録の場合も必ず登録を行ってください。

### ② 「確定拠出年金（DC年金）老齢給付金請求手続きセット」の配布

事業主より60歳到達者に対し、「確定拠出年金（DC年金）老齢給付金請求手続きセット」（以下「老齢給付金請求手続きセット」）を配布してください。「老齢給付金請求手続きセット」とは、給付裁定に必要な帳票・資料類を専用封筒に収めたもので、以下の書類が封入されています。給付裁定請求の際に必要になりますので、すぐに請求しない場合や受給権がまだ発生していない場合であっても、請求時まで保管するよう説明してください。

＜「老齢給付金請求手続きセット」の封入物＞

- a. お受取手続きのご案内
- b. 退職後の確定拠出年金のお受け取りお手続きのご案内（60歳以上でご退職された皆様へ）
- c. 「確定拠出年金老齢給付金請求のお手続き～年金・一時金をお受取りになる方へ～」
- d. 裁定請求書（一時金）
- e. 退職所得の受給に関する申告書
- f. 裁定請求書（年金、年金・一時金併給）
- g. マイナンバー関連書類用封筒
- h. マイナンバー関連書類 添付台紙
- i. 返信用封筒

 「老齢給付金請求手続きセット」は、「WEB オーダーシステム」で注文してください。（無料です。）

 運用指図者が「老齢給付金請求手続きセット」を紛失・毀損した場合は、本人より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ請求してください。

### 注意

- ・ 「老齢給付金請求手続きセット」の配布については、定年退職の時期や他の退職手当等の支払時期なども考慮のうえ、適切な時期に配布してください。
- ・ 「お受取手続きのご案内」「運用指図者サービスのご案内」については、給付裁定請求の留意点や運用指図者サービスの詳細、免責事項等が記載されていますので、事業主も確認しておいてください。

### ③運用指図者本人への説明

以下のa～bは運用指図者全員へ、c～dは該当する運用指図者へ必ず説明してください。

- a. 氏名・住所・電話番号等に変更があった場合やユーザーIDの再発行が必要になった場合は、自ら「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡すること。

 住所・電話番号等に変更があった場合は、速やかに変更手続きが必要です。

- b. 老齢給付金の裁定請求をする場合は、「老齢給付金請求手続きセット」に同封されている書類と必要書類を返信用封筒で弊社宛に送付し手続きすること。(70歳到達の3ヶ月前まで)

 受給権を取得してすぐに老齢一時金の請求をしない場合は、請求時に再度「年金計画作成のお知らせ」の発行を請求することが可能ですので、本人より事前に「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡してください。

 障害給付金や死亡一時金の請求をする場合も、老齢給付金の請求とは必要書類が異なりますので、本人(遺族)より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡してください。

#### c. 【資格喪失年齢到達時に老齢一時金の受給権を取得していない場合】

受給権の取得時期を確認しておくこと。

 受給権の取得時期は、本人がNRK Web「加入者情報照会」画面の「老齢受給権取得予定年月日」欄で確認できます。

#### d. 【他の退職所得がある場合】

- ア. 老齢給付金を一時金(一時金・年金併給を含む)で請求するときは、同年および前年以前14年以内の他の退職所得の申告が必要になること。(次ページ「注意」を参照してください。)

イ. 他の退職所得の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」(源泉徴収票)を保管しておくこと。

 老齢一時金(年金・一時金併給を含む)を請求するときに、同年および前年以前14年以内の他の退職所得の源泉徴収票(コピー可)の提出が必要になります。すぐに請求をしない場合であっても、大切に保管しておくよう説明してください。

**注意**

**他の退職所得がある場合の申告についての留意点**

確定拠出年金において老齢給付金の全部もしくは一部を一時金で裁定請求する場合、税金の源泉徴収額を計算するために「退職所得の受給に関する申告書」を提出しますが、受給と同年もしくは前年以前14年以内に他の退職所得があった場合は、その退職所得も申告し、対象となる源泉徴収票(コピー可)もあわせて提出します。(前年以前14年以内の退職所得については、同年であれば合算、前年以前であれば通算して退職所得控除額を算出することになります。)

従って、受取る順番が①退職一時金・確定給付型の企業年金の一時金⇒②確定拠出年金の一時金の場合は、①の源泉徴収の内容を②の申告書に必ず記載し、①の源泉徴収票を添付しなければなりません。

一方、①確定拠出年金の一時金⇒②他の退職所得(①と同年もしくは翌年以降4年以内)の順番で受取る場合は、②の申告書には①の確定拠出年金における源泉徴収の内容を必ず記載し、①で発行された源泉徴収票を添付しなければなりません。

なお、退職所得に係る申告書への記載が誤っていた場合や源泉徴収票の添付が不足していた場合は、受給後の修正申告や所得税・地方税の追徴が生じる可能性がありますので、十分注意のうえ、記入・提出が必要になります。



確定拠出年金においては同年および前年以前14年以内、他の退職所得においては同年および前年以前4年以内に、ほかにも退職所得があった場合、申告が必要になります。

**(3) 運用指図者サービスにおける各種手続き**

①属性変更

氏名・住所・電話番号等に変更があった場合は、運用指図者本人より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡すると、本人宛に「運用指図者諸変更届(ID 20042)」を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ返信用封筒で弊社へ送付します。(住所については、NRKのWebより本人が手続きすることも可能です。)

## ②加入者等ユーザーID再発行

NRKに登録されているユーザーIDまたは暗証番号を失念あるいは失効させてしまった場合は、運用指図者本人より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡し、オペレーターの案内および自動音声案内に従い再発行手続きをします。「ユーザーIDのお知らせ(ID LPBB0004)」は一週間程度で登録住所宛に送付されます。(帳票による手続きになることもあります。)

また、Web(ライフガイド、NRKのWeb)からも再発行手続きが可能です。

## (4) 運用指図者サービスにおける老齢給付金請求

受給権を取得した後、NRKより「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内(年金計画作成のお知らせ)(ID LPBX0004)」が運用指図者本人宛に送付されますので、そのお知らせと「老齢給付金請求手続きセット」の資料を使って、老齢給付金の受給方法を決め、裁定請求書と必要書類を返信用封筒で弊社宛に提出します。

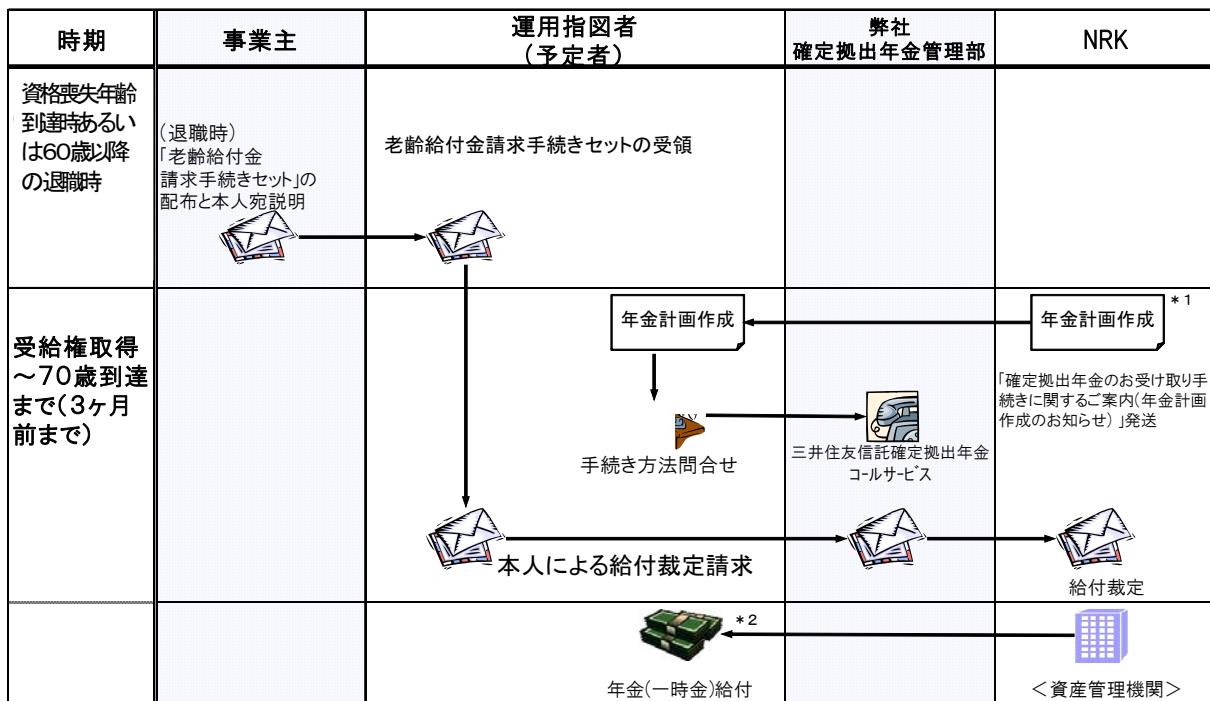
老齢給付金の裁定請求は、受給権取得以降70歳までの任意の時期に行うことができますが、受給権取得後すぐに手続きを行わない場合は、裁定請求時に再度「年金計画作成のお知らせ(随時)(ID LPBX0005)」の発行依頼をすることができますので、本人より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡します。(詳細は「確定拠出年金老齢給付金請求のお手続き～年金・一時金をお受取りになる方へ～」に記載されています。)

### 参考

運用指図者サービスを利用した裁定請求の場合、事業主を経由せずに書類を提出することになりますが、三井住友信託DCセンター(NRKWEB 事務システム)で手続き状況を確認することができます。

- ・ 特定の個人の手続き状況を確認する場合…「加入者情報」の「加入者状況」欄参照
- ・ 事業主全体で手続き状況を確認する場合…「給付移換」の「加入者の状況」または「給付の状況」で検索

## (5) 運用指図者サービスにおける老齢給付金請求の事務フロー



\*1 受給権取得後自動的に送付されますが、すぐに請求しなかった場合は任意の時期に請求することにより送付されます。

\*2 年金は裁定請求書で指定した内容に基づいて、規約で定められた支給期月の支給日に指定口座に送金されます。

**注意**

①「年金計画作成のお知らせ(ID LPBX0004)」について

(「第IX章 2. 老齢給付金の裁定請求」を参照してください。)

- 受給権取得時に、一時金の裁定請求をする場合は、「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内(年金計画作成のお知らせ)(ID LPBX0004)」が届く前でも給付裁定手続きが可能です。
- 受給権取得月の翌月第5営業日に発送されます。ただし、受給権取得月の末日までに制度移換金が未入金の場合は制度移換金拠出日の翌月上旬に届きます。

②相談・問合せ先について

「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」では運用指図者本人からの相談・問合せを受付けています。

事業主からの照会は、運用指図者に関するものであっても確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。

③運用指図者サービスの終了について

運用指図者の個人別管理資産がなくなった時点で当サービスは終了します。

#### (6) Webによる老齢給付金請求

運用指図者サービスの1つとして、「NRK 確定拠出年金 Web サービス」(Web)から老齢給付金請求をする方法もあります。詳細は NRKWeb よりご確認いただくようご案内ください。

**注意**

Webによる老齢給付金請求を行う場合であっても、「確定拠出年金（DC年金）老齢給付金請求手続きセット」は手続きの際に必要になります。必ず配布してください。